

No. 130

2016.1

# 行政書士 NAGANO

長野県行政書士会会報

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆



長野県行政書士会

# 行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

## 〔表紙〕

作者：中嶋 豊

長野県警山岳遭難救助隊第9代隊長として活躍され、県警退職後、行政書士登録をされて私どもの長野県行政書士会の会員となりました。著作の『信州山歩き地図～北信・中信編』、『信州山歩き地図～中信・南信編』には長野県の山々が描かれており、手にとって眺めるだけで登山の気分を味わうことができます。

# 目次

新年あいさつ	・長野県知事 阿部守一 ..... 2 ・会 長 山本準一 ..... 4
各部長あいさつ	・総務部長 和田英幸 ..... 5 ・農林部・建設部長 木内和政 ..... 5 ・運輸交通部長 坂本勇喜 ..... 6 ・国際部長 赤羽康志 ..... 6 ・保健生活安全部・環境部長 小泉俊博 ..... 7 ・企画研修部長 白井清文 ..... 8 ・市民法務部長 小野清仁 ..... 9 ・広報部長 二瓶裕史 ..... 9 ・法規監察部長 小畑安市 ..... 10 ・ADR特別委員長 和田英幸 ..... 11
年 賀	・ ..... 14
新年賀詞交歓会	・ ..... 15
業 務 資 料	・総務省からの番号利用法施行に伴う本人確認書類として個人番号カードを用 いる際の留意事項等について ..... 17 ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」 の施行日及び「同法解釈運用基準」の変更について ..... 21 ・舗装の切断作業時に発生する排水の処理について・追加連絡 ..... 22 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 の施行に伴う申請書軽第4号様式の3の改正について ..... 26
日行連関東地方 協議会連絡会	・ ..... 30
行政書士試験	・行政書士試験に立ち会うということ ..... 32
研 修 会 報 告	・「相続・遺言等」に関する業務研修会 ..... 34
お 知 ら せ	・長野県行政書士会会則施行規則の一部改正について ..... 36 ・長野県収入証紙の販売について ..... 43 ・行政書士無料相談について ..... 44 ・行政書士電話相談について ..... 44 ・斡旋物一覧 ..... 45
会 議 報 告	・ ..... 46
自 由 投 稿	・やり直せる社会に ..... 52
支 部 だ よ り	・公正証書遺言 証人候補者説明会開催 ..... 53
長野県行政書士政 治連盟のページ	・年頭のごあいさつ ..... 54 ・県政等懇談会を開催 ..... 55
会 員 の 動 き	・入会 ・退会 ・ご逝去 ..... 56
編 集 後 記	・ ..... 56



## 新春を迎えて

長野県知事 阿部 守一

明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。また、日頃から県政にお寄せいただいております御支援、御協力に対し、心より感謝申し上げます。

昨年は、北陸新幹線（長野経由）の金沢延伸が実現し、飯山駅が新幹線新駅として開業するなど、県内の高速交通の事情が大きく変化した年でありました。今後進められるリニア中央新幹線の整備も見据え、拠点となる駅からの二次交通の充実等利便性の向上と地域経済の発展に向けた取組を進めてまいります。

今年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで夏季オリンピックとパラリンピックが開催されます。一方、県内でも、諏訪大社の御柱祭や飯田のお練り祭りが行われるほか、6月には「全国植樹祭」、8月には「国民の祝日『山の日』記念全国大会」、9月には「伊勢志摩サミット」の開催に伴う「G7長野県・軽井沢交通大臣会合」など大規模なイベントが開催されます。これらのイベントを成功させるとともに、こうした機会を活かして、相次いだ災害からの復興が着実に進んでいる姿を全国に発信し、同時に、美しく豊かな自然環境や「日本の屋根」と称される信州の山々の魅力、さらには、こうした環境下で育まれた全国トップクラスの健康長寿県としての強みを世界に発信してまいりたいと考えています。

さて、今年、私の二期目の任期の折り返しとなります。引き続き、長野県の現在及び未来に対する大きな責任を自覚し、初心を決して忘れることなく、県民の皆様のしあわせと長野県の発展のために全力を尽くす決意です。また、私をはじめ、県の職員が自らの職務に対する強い思いを持ち、県民の皆様との間で一方通行ではない、双方向の「共感」と「対話」を基本として県政を運営してまいります。さらに、大北森林組合による補助金不適正受給の事案を踏まえ、全国で初めて外部から登用したコンプライアンス推進参与を中心に、全庁を挙げて職員の意識改革や組織風土の改善を推進するなど県組織全体のコンプライアンス推進体制を強化し、これまで以上に県民の皆様にご信頼され、期待に応えられる組織への進化を図ってまいります。

政策面では、策定から4年目を迎える本県の総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン」に

基づいて、各施策を着実に遂行し、具体的な成果を上げるとともに、人口減少に対する施策を深化・展開させるものとして昨年10月に取りまとめた「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」について、多くの皆様の御理解を得ながらその力を結集し、「オール信州」で具体的な取組を進めてまいります。

特に、女性や高齢者の就業率が高く、農ある暮らしが根付いている本県の強みを活かして、「半農半X」等自分らしい多様な働き方・暮らし方を創造する取組を進めるとともに、将来を担う若い世代が、結婚、出産、子育て等希望するライフデザインを実現できるよう、様々な支援を行ってまいります。また、創業や企業の技術革新・販路拡大等への支援や、マーケティングを基に観光を軸とした地域経営を行う新たな組織づくり、県産酒・農産物等のブランド力の向上や輸出の促進等により、県内産業の「稼ぐ力」を高めるとともに、県産品を愛用する「バイ（buy）信州運動」など、食料や木材、エネルギー等の「地消地産」を推進し、地域の経済循環を拡大することなどにより、信州経済の活力の維持・向上を図ってまいります。さらに、高等教育の充実による知の拠点づくりやプロフェッショナル人材戦略拠点の運営、今年4月の南信工科短期大学校の開校等、信州創生を担う人材の確保・育成等にも全力で取り組んでまいります。

私は、美しく豊かな自然環境に恵まれ、大都市圏とも近接し、「移住したい都道府県」に9年連続日本一に選ばれている長野県こそが、地方創生のフロントランナーたり得ると考えています。「信州創生」の実現に向け、長野県行政書士会の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年一年の皆様の御健康と御多幸を心よりお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

会長 山本 準一

会員各位におかれましては希望に満ちた新年をスタートされたこととお慶び申し上げます。

さて、昨年は経済面においてはアベノミクスの第1ステージの成果がはっきりと示されました。日経平均株価が瞬時的ではありましたが2万円を超え、企業収益は過去最高を計上し、賃上げ率は17年ぶり、有効求人倍率は23年ぶりの高水準となった年でした。しかし、その経済効果の好循環は全国津々浦々に及んでいるとは言い難い状況でもあります。原材料等の大半を輸入品に依存している地方の多くの中小企業は円安の影響を受け、コスト高に悩まされ、厳しい環境の中での経営を強いられている現状です。今年はいよいよアベノミクスの第2ステージに入って、一億総活躍社会を目標に「GDP 600兆円」「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」の新3本の矢を放っていくとのことことです。兎にも角にも「国土強靱化計画」とともに「地方創生政策」を強力に実行してもらうことより、地域の企業が活性化し、その派生効果で我々行政書士の業務も拡大できるものと確信しています。

また、昨年12月に全国で2,428名（長野会では41名）の「特定行政書士」が誕生しました。許認可等の申請から不服申立て手続までを一貫して取り扱うことができる特定行政書士には、行政手続のプロとして、行政の手続に関する円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資するよう努力し邁進することを期待するものです。

私が会長に就任した際の施策事項については、会員各位のご支援ご協力の下に粛々と実行に移されています。そして、その一つの施策の具現化として、いよいよ、来年度から本会会費と支部会費の一括徴収が実施されます。前期分6月の本会会費の口座振替時に支部会費も同時に引き落としとなりますので十分にご承知おき願います。

また、社会貢献事業として「生活困窮者支援」の相談窓口の設置や小中学校への「法教育」を行っていきたいと考えています。

まだまだ解決すべき多くの課題を背負っての年明けとなりましたが、一步一步着実に実行して行く所存ですので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本年も会員各位のご健勝とより一層のご活躍を祈念申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。

# 各部長あいさつ



## 総務部の活動報告とごあいさつ

総務部長 和田 英幸

新年あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年、総会において理事に就任し、その後の人事で総務部長を拝命しました。山本会長就任に伴い、会長選挙における公約実現に向けて、今年度中に、2つについて実現するよう指示されました。

第1は苦情処理の簡素化についてです。これについては、「苦情対策委員会」を立ち上げ苦情による問題が初期の段階で早期に解決を図ることを目的に、処理の迅速化を図ることがねらいです。

ただ単に厳罰を下す決定をするための組織や仕組みではなく、問題が大きくなる前に行動することを使命としています。規定において、総務部長が委員になることが定められており、併せて、会長指名により委員長に就いた次第です。副委員長の法規監察部長、委員である各支部長及び各支部綱紀委員との協力協調のもと職務を果たしていきたいと考えております。

第2は組織再編についてです。これについては、細分化された部の見直しとその後の組織についての見直しです。平成28年度は、4つの部を2つにまとめます。具体的には、農林部と建設部をまとめ、保健生活安全部と環境部をまとめます。

そして、総務部長に就任して、これまでの反省から理事会の持ち方及び運営の仕方などにも改善したい旨、山本会長と3名の副会長

にご理解をいただき会も持ち方について改革を進めております。

会員の皆様には、見えにくいところでの仕事ではありますが、行政書士会発展のために組織の改革を行い会員からいただく会費を有効に使わせていただくよう職責を全うしてまいりますので、より一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、会員各位のご健勝と益々のご発展をお祈りし、総務部の活動報告と年頭のごあいさつといたします。本年もどうぞよろしく願いいたします。



## 農林部・建設部の活動報告

農林部・建設部長 木内 和政

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

昨年6月から農林部・建設部の両部の部長を兼務しております。

会員の皆様には、部の活動につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年4月までは、農林部、建設部は個々に活動しておりましたが、6月以降、両部は合同で協力し活動して行くことにしました。そこで9月7日に各支部の農林部会長、建設部会長と本会農林部、建設部との合同意見交換会を開催し、活発な意見交換をしていただきました。そこでの意見交換をもとに農林部・建設部会で協議し、農林部としては、農地関係の許可申請、開発行為などの申請は、各市町村によって対応が微妙に違うので、本会としての研修会を今年度は開催せず、昨年まで

の農林部の部員の皆さんが準備してくださった「農地関係業務のQ&A集」を精査監修し3月頃までに発行する予定であります。

また、建設部としましては本年6月に建設業法の一部改正がありますので、3月中に長野市及び松本市の2会場で、県の担当者に講師をお願いし、改正点及び特に注意してほしい点、間違いが多い項目についての研修会を開催する予定であります。

会員の皆様からの要望等をお聞きし研修会を開催すると共に、会員の皆様への情報発信に努めてまいり所存ですので、皆様のご協力をお願い申し上げます。



## 運輸交通部の現状と課題

運輸交通部長 坂本 勇喜

明けましておめでとうございます。本年もよろしく願い申し上げます。

運輸交通部では自動車登録手続きのワンストップサービス（OSS）運用が現在東京都以下11府県で実施されており、これが平成29年度から全国に拡大していく状況にあります。日行連によるOSSシステムソフトの運用についてその取扱状況は27年度関東地方協議会運輸業務連絡会において、実施都県の取扱状況について非常に少なく今後の課題となりました。部会として対応を研究するため独自にOSSシステムソフトを開発実施している埼玉会会員の事務所を訪問視察し状況把握を行いました。

行政書士業務の車庫証明申請時に資格者確認を窓口担当者ができることにより、本人申請以外の申請を防止するには申請書に代理人欄を設ける必要を認めるところですが、この様式の改正は国家公安委員会規則「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則」により定められており、今後は日本行政書士政

治連盟から改正の要望を出して頂くよう長野会としてお願いしていきたい。

それまでは日行連推奨書式を使用し、申請者の利便に資すとともに代理申請による行政書士の業務であることを受け付け担当者に印象付けるようにしていきたいので会員の皆様のご協力をお願いします。

年度末における運輸支局からの業務委託を本年も実施する事になりますが、少ない人員ながら業務に精通した行政書士ということが要望されおります。自動車登録に関するレベルアップと合わせ、運輸交通部の研修会を開催いたします。

本年度はしばらく開催していない「出張封印業務」の研修会も開催したいと思いますので皆様のご協力をお願いします。



## 国際部の活動について

国際部長 赤羽 康志

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、日頃より国際部の活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

国際部の活動報告と今後の予定を申し上げます。まず関地協関係では、10月に協議会が山梨県で開催され、外国人関連業務の将来展望と職域確保への課題について活発な議論がなされ、日行連への要望・提言事項がまとめられました。11月には長野出張所でのコンシェルジュ形式の相談会の実施や東京入国管理局庁舎内で行われた無料相談会へ部員を相談員として派遣しました。また、7月には長野県国際課主催の行政相談会に、9月には日本国際協力センター主催の研修会に相談員、講師として招かれました。

在留関係の研修会では、8月と12月に考査対策研修会、9月に定住者に関わる手続きにテーマを絞り、各種申請の要点を解説し、一

連の流れをつかむ研修会を伊那市で開催しました。同様の研修会は2月に会館で行う予定です。11月には山梨会との合同研修会を会館で開催し、長野地方法務局戸籍課長講師による「帰化申請について」と東京入国管理局長野出張所長講師による「取次における実務上の注意点について」のお話をいただきました。長野会と法務局、入国管理局長野出張とは会員の皆様の日々の努力により、良い関係が築かれていると思います。この信頼を裏切らないようさらに日々研鑽していかなくてはと強く思った次第です。



東京入管長野出張所西村所長



12月8日研修会（えんぱーく塩尻）

また、1月の通常国会において入管法改正案が審議され、在留資格等不正取得罪や営利目的在留資格不正取得助長罪が創設される見込みです。私たちの業務にも重大な影響を及ぼすものだと考えられますので、注視して行きたいと思います。

3月4日には会館で恒例の事例研究会を開

催しますので、皆様の参加をお待ちしております。

本年もよろしくお願いたします。



## 初任者を対象とした実務者養成講座の実施報告

保健生活安全部・環境部長

小泉 俊博

新年あけましておめでとうございます。平素より会員の皆様には保健生活安全部及び環境部の活動に対してご理解ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

保健生活安全部と環境部は、今後の組織再編を見据えて今年度から合同で活動をしています。今回は、昨年11月に実施した研修会について報告いたします。

さて、両部が管轄する業務分野には県内に実務者が少なく、本会・支部において研修会を開催しても参加者が少ないのがこれまでの大きな悩みの種でした。

これらの業務分野は、依頼を受ける機会もあるので、新規参入者であっても事前の準備をしておけばビジネスチャンスにもなりますし、また行政書士会としてもこれらの業務を扱う実務者の裾野を広げていくことは、全体のレベルアップにもつながります。

そのため今年度は主に初任者を対象として11月18日に風俗営業許可業務、25日に産業廃棄物収集運搬業許可業務に関する研修会を松本市のあがたの森文化会館で開催しました。主催者である私たちの予想では、各研修会共に20名程度が参加してくれれば御の字と思っていたのですが、テーマと対象者を絞ったことが功を奏してか、風俗営業許可には55名、収集運搬業許可には41名に参加していただき大変うれしい誤算でした。

研修は、風俗営業許可が副部長の柳澤誠先生、収集運搬業許可が私とそれぞれの業務に



精通した二人が担当しました。業務の受任から依頼者との打合せ、資料収集、許可書の作成、そして申請、さらに許可証の受領と引渡し、アフターフォローまでの一連の業務内容を豊富な資料（風営73P、収運93P）に基づき丁寧に解説し、ポイントを押さえながらの講義を行いました。

お陰様で午前から午後にわたる長時間（風営10:30～15:00、収運10:30～16:00）の研修会であったにもかかわらず受講者には最後まで熱心に聴講していただきました。アンケート調査も行いましたが大変好評で、これからの研修会の一つのモデルケースを示すことができたのではないかと自負しています（アンケート結果は後記12～13頁）。

今後もテーマと受講対象を絞り、受講者のニーズに応える質の高い研修会を実施し、少しでも会員にお役に立てるよう部員の皆さんと職責を果たして参りたいと思います。会員の皆様にはご協力のほどよろしくお願いします。

最後になりましたが、会員の皆様にとって素晴らしい一年となりますよう祈念申し上げます。



## 企画研修部の活動について

企画研修部長 白井 清文

新年あけましておめでとうございます。昨年は部活動に協力を頂き誠にありがとうございました。

さて、今年度の企画研修部の事業をご報告致します。

1：特定行政書士法定研修・考査のサポート（今年度より実施）

長野県行政書士会として、7月から8月にかけて、長野会場、松本会場で各4回、事前講習会、10月4日には考査を、本会の指導の下で実施し、企画研修部がサポートを致しました。12月には、特定行政書士が誕生しました。

2：業務研修会の開催（10月20日、21日）

テーマ「相続・遺言業務他」について、上田地区で、講師に上田の公証人をお招きし、具体的な手続きの要点を含めお話を頂き、又会員及び部員の講師の作成した、事例を含めた分かり易いテキストを使用して2日間実施し、多数のご参加を頂きました。

3：新規登録者必須研修会（1月19日、20日）の実施予定

27年に行政書士として新規登録された会員、26年に登録された会員で都合により受講できなかった会員の研修で、県本会各専門部の紹介と主要業務のセミナーを専門部のプロにお願<sup>か</sup>いし、新規登録者の会員の日頃の業務の糧になることを期待して実施の予定です。更に2日目の午後は、新規登録者ともに一般会員にも必修である講座（相続業務、コンプライアンス、業<sup>か</sup>務問題）を、門戸を広げオープン参加として実施の予定です。

4：著作権相談員フォロー&知的財産研修会（2月25日）の開催予定

今年度は、「地理的表示法について」「行政

書士ができる知財業務の事例紹介」と、メインテーマとして講師に静岡会の我妻先生をお迎えし、静岡会発行の「著作権相談事例テキスト」を用い、著作権相談員の活動及び実際の相談事例について講演を頂く予定です。多くの会員のご参加をお願い致します。

今後の課題としては、「研修会」が会員の明日の仕事の糧になるようなより具体的な「研修会・セミナー」になる事を願い、更に外部に発信できる「セミナー」を本会専門部の共同、協力を得て、企画を推進してまいりたいと思います。

最後になりましたが、会員の皆様が良い年でありますようお願い申し上げます。



## 市民法務部の今後

市民法務部長 小野 清仁

新年あけましておめでとうございます。私は市民法務部ができた時から、副部長、部長として現在までずっと市民法務部にお世話になってきました。活動の中心は、無料相談会、大学教授によるアカデミックな講義及び金融機関との協力関係の構築であります。現在もどうしていくべきか模索中であります。

今年度は、平成27年7月にマイナンバー制度及び平成28年1月に改正民法の研修会を千葉会の四本先生にお願いしました。無料相談会も計画しておりましたが、各支部等による相談会も活発の中、広報も重視し、3月を予定しております。さらに、大学教授の先生とも打ち合わせをしている最中であります。

市民法務部の役割は、①実務ばかりでない、大学レベルの講義を受けることで、法律を学び、行政書士の能力担保を図る。具体的に言

えば、私の考える大学レベルの講義を受けるという内容は、大学生がより専門の講義を受けることと同じで、自分の学識を高めてもらい、それが行政書士の能力担保につながって欲しいということでもあります。さらに、法を学びぶことで、己の手続きの適正を確認してもらうことでもあります。そこに、業際問題等は発生する余地はありません。次に②市民法務からの社会貢献及び広報を委ねられていると考えております。無料相談会は、行政書士のアピールの一つであります。広報というのは、広報部をお願いするだけではなく、自分たちも広報していかななくてはなりません。その実践が無料相談会と考えております。他の部とも積極的に協力し合って、行政書士をアピールしていきたいです。さらに、社会貢献及び広報という観点から、小中学校での法教育・職業説明等を長野会でも是非実行させていきたいです。

市民法務部は、絶えず外を見ながら企画の発想計画実行反省に努めてまいりますが、内にいると考え方にズレが生じてしまうおそれがあり、無駄なものを実行することになってしまいます。建設的なご意見を是非市民法務部へお願いします。最後に、大学教授による講義にも、是非足を運んでくださるようお願い申し上げます。



## 行政書士を宣伝しよう！

広報部長 二瓶 裕史

あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、広報部の活動に対して、大きな理解とご協力をいただいておりますことにつきまして感謝申し上げます。

昨年は全国で2428名の特定行政書士が誕生し、市民からの行政書士へ対する信頼と期待

は今後ますます高まることでしょう。

広報部では「行政書士 NAGANO」の発行や各行事の取材活動以外にも様々な活動を行っております。今年度は広報部主催としてはおそらく初めてであろう研修会の開催、昨年度から継続のラジオCM、新聞への広告掲載、公式ホームページの管理などです。残り3か月で、長野会独自のグッズ制作、ホームページへの動画配信機能・メルマガ配信機能の追加、を目指しています。特にホームページは多くの会員の皆様からの声によって育てていくものとなりますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

さて、私事になりますが、昨年一年間で数十件、講演や研修会の講師をさせていただきました。学校や行政、地域、行政書士会など対象はさまざまでしたが、一貫して受講者に対して伝えてきたことは、「法を学ぶことは楽しい!」ということです。法を学ぶことでニュースは楽しくなるし、大切な人を守ることができる。とても豊かな人生になる、ということです。私たちは法律家です。しかし、弁護士ではありません。弁護士の真似をしたって意味がありません。私たちの主戦場は許認可と予防法務分野。そのためには、難しい法律や制度をかみ砕いて市民の皆様にお伝えするというのも大きな使命の一つとなります。

そこで、これまで個人的に10数年間、法教育に携わってきましたが、「行政書士の広報」という意味で、市民法務部とも協力し、法教育の実践についての検討を始めたいと思っております。

行政書士自らが、さまざまな場面・舞台に登場し、自らの言葉で語り歩くことが一番の広報となります。そのような人材育成に広報部が一役買えたら、幸いです。

本年もお世話になりますが、よろしく願いいたします。



## 法規監察部の活動報告

法規監察部長 小畑 安市

明けましておめでとうございます。会員の皆様には良き新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

法規監察部は例年どおり、秋期の広報月間前に広報部と共催の会議を開き、全国広報月間に向けての取り組みについての意思統一を図りました。その後には各支部監察担当者出席の法規監察部会議を開き、非行政書士排除に向けての対応を依頼するとともに、翌日からの日行連の主唱による行政書士制度広報月間運動を全国運動に併せて全県的に展開しました。

特に、期間当初の三日間に集中して全部員の他に長野支部より1名の支援協力を得て、会館で、「行政書士無料電話相談所」を開設し多岐にわたる行政書士業務の中で、県民からの相続手続・遺言書作成・離婚相談など各種相談に応じました。

また各支部の協力を得て、各地区毎に関係官公署及び自治体等を訪問して行政書士の月間運動趣旨等を説明する等の協力を依頼しました。

今後は、他士業関係者との共催相談会を開催し、行政書士の職域拡大に向けた活動を図って参りますのでご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## ADR 特別委員会の活動報告

ADR 特別委員長 和田 英幸

新年あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

ADR 特別委員会の委員長に復帰して、今年度、重要な使命をいただきました。それは、長野県行政書士会としてADRをどうするのか結論を出すことです。

ADR 事業の認証機関を目指して10年。これまで手続実施者を育成する研修プログラムを実施し45名の手続実施者予定者を認定してきました。また、並行して国の認証制度について研究を進め必要な規程を作ってきました。規程を整える段階においては、機関が扱う紛争の分野と関与弁護士の助言規定について、県弁護士会と協議により合意する方法をとってきましたが、ADR協定とは別に双方の信頼関係が必要との考え方により今日まで合意するに至っておりません。

そこで、平成27年度では、ADR委員会として、①手続実施者予定者に対して、今後の

方向性や協力の可否等についてのアンケート調査、②先行してADR機関の認証を実現している4単位会（東京、埼玉、新潟、京都）に対して経費等の現状についてのアンケート調査、及び、東京会、埼玉会への訪問調査、③法務省担当者からのADR法研修、④県弁護士会との非公式協議の実施を行うことにしました。

平成27年度、28年度の2カ年で行政書士会の今後のADR事業の方向を決めるという重大な局面に差し掛かっている状況です。当委員会では、メンバー3人ですが、手続実施者予定者のご協力をいただきながら、できうる限りの現状分析と県弁護士会との協議を通じて、間違いのない方向性を見出していきたいと考えております。

ADR事業は、日行連が目標としているADR代理権の獲得を目指すための一つの段階であり、行政書士会発展と社会貢献に必要な事業と考えます。会員各位の尚一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

簡単ではありますが、平成27年度のADR委員会の事業報告といたします。本年もどうぞよろしく願いいたします。

●風俗営業許可申請実務者養成研修アンケート結果（H27.11.18 アンケート回収率79.6%）

設問1 今回の研修会について

①分かりやすかった 41 ②分かりにくかった 1 ③その他 1

設問2 今回の講義時間について

①長すぎる 2 ②ちょうど良い 40 ③短すぎる 1 ④その他 0

設問3 今回の資料について

①多すぎる 0 ②ちょうど良い 41 ③少なすぎる 0 ④その他 0  
⑤無回答 2

設問4 今後の開催地の希望

①北信地域 4 ②東信地域 11 ③中信地域 26 ④南信地域 4

設問5 今後の講義形態について

①講義型 20 ②事例研修型 14 ③体験型 5 ④その他 2  
⑤無回答 3

設問6 今後実施して欲しい研修内容について

①風俗営業等 11 ②古物商・金属くず商許可等 6 ③食品営業許可等 7  
④社会福祉法人介護事業所開設等 28 ⑤その他 6（改正風営法 3、風営相続  
合併承認等 1、輸入雑貨等 1、建設業 1）

【自由記入欄】

- ・質問コーナーの質問の内容がとても実践的で参考になりましたので、事例や体験型の研修会も行っていきたい。
- ・具体的な事例を挙げて、依頼からクロージングまでの説明は初心者にとって非常に分かり易かった。
- ・申請手続の研修では、分かりやすく今までのの中では1番良かったです。
- ・とても素晴らしいテキスト、講義でした。
- ・先生の経験、培われたノウハウを惜しみなく教えていただいて、これから風営業をやってみたいと思っていましたので、とてもよい勉強になりました。
- ・予算の問題もあるでしょうが、駐車場にゆとりのある会場だと嬉しいです。それ以外については、非常に分かりやすく為になる講義でした。
- ・初めに相談を受ける段階からの資料までつけていただけて、大変うれしい研修でした。
- ・非常に分かりやすい説明でした。
- ・実務に直結する内容で大変役に立ちました。
- ・初任者向きの研修としては最高でした。
- ・依頼があればすぐ取り組みができる内容だったと思います。
- ・やや具体性に欠けていたと思いました。
- ・とても分かりやすい資料をお作りいただきました。説明も丁寧でよかったと思います。
- ・少し業務をやっているものですが、改めて勉強になりました。先生のスタンスにも共感しました。
- ・相談から許可書交付その後のフォローまで具体的な講義で非常に勉強になりました。先生のノウハウを惜しみなく提供いただきありがとうございました。言葉づかいや話すテンポ等とても聞き取りやすかったです。
- ・講義の映像が後日、県書士会のHP上で閲覧できるとありがたいです。
- ・とても楽しく学ぶことができ、有意義でした。少し自信が持てた気がします。次回も楽しみにしております。

●産業廃棄物収集運搬業許可申請実務者養成研修アンケート結果（H27.11.25 アンケート回収率87.5%）

設問1 今回の研修会について

①分かりやすかった 35 ②分かりにくかった 0 ③その他 0

設問2 今回の講義時間について

①長すぎる 2 ②ちょうど良い 31 ③短すぎる 2 ④その他 0

設問3 今回の資料について

①多すぎる 0 ②ちょうど良い 34 ③少なすぎる 1 ④その他 0

設問4 今後の開催地の希望

①北信地域 5 ②東信地域 5 ③中信地域 21 ④南信地域 3  
⑤無回答 2

設問5 今後の講義形態について

①講義型 17 ②事例研修型 16 ③体験型 6 ④その他 0

設問6 今後実施して欲しい研修内容について

①収運業許可（積保無） 5 ②収運業許可（積保有）県条例 21  
③処分業 18 ④自動車リサイクル法 12 ⑤その他 0

【自由記入欄】

- ・実践的な内容で分かりやすかったです。
- ・今回もすばらしい講義をありがとうございました。今後もこのような講義を実施してください。
- ・実務に役立つノウハウをご教授いただきまして大変うれしく思います。今後もこのような研修会を開催していただきたいです。
- ・勉強になりました。ありがとうございました。
- ・資料づくりが大変だったとつくづく思いましたありがとうございました。
- ・大変参考になりました。
- ・ちょっと忙しかかったですが、得るものが多い研修でした。
- ・講義時間も資料も沢山の準備されるのにかなり時間が掛かったことと存じます。参考文献のご紹介もいただき、内容も丁寧で分かりやすかったです。ありがとうございます。ただ、住民票等公的書類の取り寄せ方法、申請書の書き方はプロとしてできて当たり前な部分なので、例えば法律政令が制定された背景や現在の県内事業者の状況などと言った所にももう少し時間をさいていただいてもよかったかなと思います。何より小泉事務所の例を惜しみなくご披露をいただきありがとうございます。ボリュームのある研修会の計画、実施をしていただいた環境部の皆様にも重ねて感謝申し上げます。ありがとうございました。
- ・具体的な事例まで掘り下げてご講話いただき大変ありがとうございました。駐車場の確保についてご心配されたと思いますが、松本で開催する場合、県営球技場のアルウィンが高速からのアクセスが良く駐車場もよいと思います。（食事は課題です。）
- ・時間貸しの駐車場が周辺にあるとか、駐車場が広い会場にしてほしい。

# あけまして おめでとうございます

会員の皆様のご繁栄とご多幸を  
お祈り申し上げます



会 長	山 本 準 一				
副 会 長	坂 本 勇 喜				
副 会 長	吉 田 靖 史	理 事	岡 田 忠 興		
副 会 長	清 水 博	理 事	和 田 英 幸		
理 事	木 内 和 政	理 事	小 畑 安 市		
理 事	小 泉 俊 博	理 事	宮 下 幸 吉		
理 事	土 屋 勝 浩	理 事	高 田 勝 男		
理 事	柳 澤 誠	監 事	村 上 和 彦		
理 事	赤 羽 康 志	監 事	熊 井 弘		
理 事	関 純 子	監 事	小 林 良 美		
理 事	二 瓶 裕 史	相 談 役	湯 澤 廣 雄		
理 事	小 野 清 仁	相 談 役	小 林 達 雄		
理 事	深 澤 和歌子	顧 問	竹 内 波美男		
理 事	白 井 清 文	名 誉 会 長	山 崎 隆 二		
理 事	松 島 茂 行	事 務 局 長	大 日 方 敏 郎		

事 務 局 職 員 一 同

# 新年賀詞交歓会

広報部長 二瓶裕史

平成28年1月6日、長野市のホテル国際21において、長野県行政書士会及び長野県行政書士政治連盟の主催による新年賀詞交歓会が行われました。

年末年始とは思えないような暖かく穏やかな陽気が続く中、清水副会長の発声で賀詞交歓会も穏やかな雰囲気で開催されました。

国歌斉唱に続いて、山本・和田両会長よりあいさつがあり、行政書士のさらなる社会での活躍に向けての意気込みが力強く語られました。特に、山本会長からは知事が年頭挨拶で使った「ALL信州」の一翼を行政書士が担う、との決意を述べ、それに呼応して大きくうなずいた知事の後ろ姿も印象的でした。



山本会長あいさつ



和田政連会長あいさつ

その後、来賓祝辞では、阿部知事、小島副議長、若林参議院議員、遠田日行連会長からのあいさつがあり、地方創生元年となる平成28年における行政書士の役割や重要性を再認識させられました。

乾杯の発声は、長野県弁護士会の高橋会長が行い、各士業が手を取り合い連携することが、市民・県民・国民のためになるんだというお話がありました。

乾杯後は各テーブルで和やかに宴が進み、終宴に向けて、恒例となっている県歌「信濃の国」を全員で斉唱し、万歳三唱で閉会となりました。

会場を移して行われた二次会も大いに盛り上がり、新年を祝うとともに、懇親を深めることができ、有意義な催しとなりました。

苦難が去る、といわれる申年の平成28年。明るく楽しく平和であることを心から願いながら、新年賀詞交歓会の報告とさせていただきます。



乾杯 県弁護士会会長 高橋聖明様

～ご来賓の皆様からご祝辞を頂きました。～



長野県知事 阿部守一様



長野県議会副議長 小島康晴様



参議院議員 若林健太様



日本行政書士会連合会会長 遠田和夫様



山本会長・阿部知事・和田政連会長



日行連 遠田会長を囲んで

# 業 務 資 料

日行連発第726号  
平成27年11月2日

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士会連合会  
会 長 遠 田 和 夫  
総務部  
部 長 山 田 美 之

総務省からの番号利用法施行に伴う本人確認書類として個人番号カードを用いる際の留意事項等について（会員周知願い）

平成28年1月1日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に定める「個人番号カード」関係部分が施行されることを受け、犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人確認書類として用いる際の留意事項等について、警察庁より各省庁に対して所管する特定事業者向けの周知依頼が通知されました。

本会に対しても総務省自治行政局行政課より、別紙のとおり周知依頼がございましたので、各単位会におかれましては、所属会員に対する周知徹底をお願いいたします。

なお、本会ホームページにおいても本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。

以上、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上

<別紙>

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う本人確認書類として個人番号カードを用いる際の留意事項等について」

平成27年10月26日付事務連絡・総務省自治行政局行政課

# 別紙

事 務 連 絡  
平成27年10月26日

日本行政書士会連合会 御中

総務省自治行政局行政課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の  
施行に伴う本人確認書類として個人番号カードを用いる際の留意事項等について

今般、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長より、別添のとおり、標記事項  
についての周知依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれましても、会員等に対して周知していただき、適切に対応  
いただくようお願いいたします。

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

事 務 連 絡

平成27年10月19日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う本人確認書類として個人番号カードを用いる際の留意事項等について

平成25年5月に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）中、番号利用法第7条第1項に規定する通知カード（以下「通知カード」という。）関係部分については、既に本年10月5日から施行されており、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）関係部分については、平成28年1月1日から施行されることとなっております。個人番号カードを犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）における顧客等の本人特定事項の確認に使用する本人確認書類（以下「本人確認書類」という。）として用いる際の留意事項等は下記のとおりですので、各省庁におかれましては、適切な取扱いが行われるよう所管する特定事業者に周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 個人番号カードについて

平成28年1月1日以降、個人番号カードを本人確認書類として用いることができることとなりますが、番号利用法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）をその内容に含む個人情報の収集等は、番号利用法第15条及び第20条に基づき原則として禁止されていることから、本人特定事項の確認に当たって顧客等から個人番号カードの提示を受けた場合には、特定事業者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意する必要があります。

また、個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみの送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はありません。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要です。

なお、個人番号カードが本人確認書類として用いられた場合における、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成27年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第20条第1項第11号に掲げる記録事項については、個人番号以外の事項（例えば、発行者や有効期間）を記載することとなります。

## 2 通知カード等について

通知カードについては、平成27年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号及び平成27年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号により、本人確認書類等として用いることはできないこととなっております。

通知カード以外の表面に個人番号が記載されている書類の取扱いについては、「通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて」（平成27年8月28日付け府番第285号ほか）において、「表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば、本人確認書類として取り扱うことは可能です」とされており、これらの書類を本人確認書類として取り扱う場合、この点を踏まえる必要があります。

（連絡先）

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

（03-3581-0141）



27長行第133号  
平成27年11月17日

担 当 副 会 長  
保健生活安全副部長  
保健生活安全・環境部員 様  
支 部 長  
支部保健生活安全部会長

長野県行政書士会

会 長 山 本 準  
保健生活安全部長 小 泉 俊 博



「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」  
の施行日及び「同法解釈運用基準」の変更について

#### 記

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」について  
政令が公布され、施行期日が決定しましたのでご確認ください。

また、それに伴う「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基  
準について（通達）」（平成27年11月13日付警察庁丙保発第27号、丙少発第41号）  
が平成28年6月23日より変更適用されます。警察庁ホームページにて内容をご確認く  
ださい。

#### 【施行期日】

同法附則第1条第2号の規定 : 平成28年3月23日施行

同法同条各号に掲げる規定以外の規定 : 平成28年6月23日施行

#### 【内容の確認方法】

- ①警察庁ホームページ→②トップ画面右側・警察庁について「法令・訓令・通達等」→
- ③一覧「警察庁の訓令・通達」→④警察庁の施策を示す通達「生活安全局・保安課」→
- ⑤保安課平成27年「文書番号丙保発第26号」「丙保発第27号等」「丁保発第202号」を確認。

以上

日行連発第 797 号  
平成 27 年 11 月 18 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
第一業務部  
部長 益本 納

### 舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

国土交通省より、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について、産業廃棄物として適正に処理を行うよう、各地方整備局に対して事務連絡が発出されておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

国土交通省が施行する直轄国道及び関連道路の舗装切断工事の際に発生する冷却水と切削粉が混じりあった排水については、産業廃棄物の「汚泥」として、また、当該排水が生じない工法を採用した場合の粉塵については、産業廃棄物の「がれき類」として適正に処理されたい旨の周知依頼となっております。

当該処理においては、排水の処理の工法の一つであるウォーター・リサイクル工法等の新技术も有用であるとのことですので、国土交通省ホームページ「公共工事等における新技术活用システム (NETIS)」を参考としてご案内いたします。

各単位会におかれましては、当該事務連絡に基づいた適正な排水の処理が行われるよう、所属会員を通じて顧客である業者等に周知いただきますようお願いいたします。なお、排水の処理については、地域により中間処理の許可申請が必要となる場合があります、工法を推進するウォーター・リサイクル工法協会より、実務に精通した行政書士の推薦を求めることもある旨を伺っておりますので、その際は、各単位会にて実務会員のご推薦のご協力をいただければ幸いです。

### 記

#### 【別添】

「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について」  
(平成 26 年 1 月 8 日付、国土交通省・事務連絡)

#### 【参考】

- 国土交通省ホームページ・公共工事等における新技术活用システム (NETIS)
- トップページ  
[http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Search/EV\\_View\\_Search.asp?TabType=2](http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Search/EV_View_Search.asp?TabType=2)
  - ウォーター・リサイクル工法 (登録 No. SK-020016-VE)  
トップページから検索いただくことが可能です。

以上

事務連絡  
平成26年1月8日

各地方整備局  
北海道開発局  
沖縄総合事務局  
技術管理担当課長 様  
道路工事発注担当課長 様  
道路占用許可担当課長 様

大臣官房  
技術調査課 課長補佐  
道路局  
路政課道路利用調整室 課長補佐  
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

#### 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月13日付事務連絡）」により、国土交通省直轄工事においては、回収し適正に処理するよう通知しているところですが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

#### 記

平成24年3月13日事務連絡の2. ②にある「回収した当該排水の適正な処理方法」については、該当する地方公共団体（産業廃棄物担当部局）の取扱規則や基準等に基づき適正に処理するものとし、排水回収後、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込み適正に処理すること
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込み適正に処理すること

等を意味するものである。

（問い合わせ）

大臣官房技術調査課 技術管理係  
道路局路政課道路利用調整室 高度利用係  
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係

事 務 連 絡  
平成24年 3月13日

各地方整備局  
北海道開発局  
沖縄総合事務局  
技術管理担当課長 様  
道路工事発注担当課長 様  
道路占用許可担当課長 様

大臣官房  
技術調査課 課長補佐  
道路局  
路政課道路利用調整室 課長補佐  
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

### 舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、排水吸引機能を有する切断機械等により回収することとし、回収された排水については、当該作業現場が属する地方公共団体の指導等に基づき適正な処理を実施されたい。

### 記

#### 1. 対象工事の範囲

国土交通省が施工する直轄国道及び関連道路の舗装切断工事（道路事業）

〔なお、発注済み工事等においても、変更協議等により可能な限り対応されたい。（今後の発注工事等は全て適用）〕

#### 2. 工事発注時等の対応

- ①前項の対象工事（発注済み工事を除く）は、当該排水の適正な処理について、当初発注図書に盛り込むものとする。
- ②当初発注図書の作成にあたっては、回収した当該排水の適正な処理方法に関して、該当する地方公共団体（産業廃棄物担当部局）での取扱規則や基準等を予め把握し、それを反映するものとする。
- ③また、当該排水処理に関する工事積算にあたっては、当面、必要に応じて見積り等により適正な工事費用を計上するものとする。
- ④適正な現場管理がなされるよう、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの提出等を特記仕様書等に明記するものとする。

#### 3. その他の事項

- ①直轄国道において国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、事前協議の際に、当該排水の回収と適正な処理に関して指導すること。
- ②当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施する。

#### 4. 問い合わせ

大臣官房技術調査課 技術管理係  
道路局路政課道路利用調整室 高度利用係  
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係

事務連絡  
平成27年12月4日

各単位会長様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
第一業務部  
部長 益本 納

舗装の切断作業時に発生する排水の処理についての周知に係る追加連絡

平成27年11月18日付け、日行連発第797号文書にてお知らせいたしました件について、国土交通省が施行する直轄国道及び関連道路の舗装切断工事の際に、当該排水が生じない工法を採用した場合の粉塵については、産業廃棄物の「がれき類」として分類している地域は少なく、「汚泥」と分類する地域が多い旨のご指摘がありましたので、追加情報としてご提供させていただきます。

なお、地域によって取扱いは変わるとのことですので、申請の際には、予め申請先にご確認くださいようお願いいたします。

以上

日行連発第 893 号  
平成 27 年 12 月 4 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
第一業務部  
部長 益本 納

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」  
の施行に伴う申請書軽第 4 号様式の 3 の改正について

今般、軽自動車検査協会より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)が施行されることに伴い、平成 28 年 1 月以降に、自動車重量税還付申請書である軽第 4 号様式の 3 を改正する旨の連絡が参りましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これに伴いまして、平成 28 年 1 月以降の軽自動車の自動車重量税還付申請を行う場合には、改正後の様式を使用していただくこととなります。ただし、解体届出(自動車検査証返納を伴うものを含む。)のみを行う場合は、平成 28 年 1 月以降においても、改正前の様式を使用することは差し支えありません。

番号法における本人確認に係る詳細等につきましては、内閣官房・マイナンバー(社会保障・税番号)制度ホームページ等をご確認ください。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等について、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しておりますので、ご承知置きください。

記

【別添】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」  
の施行に伴う申請書軽第 4 号様式の 3 の改正について

(平成 27 年 12 月 1 日付、軽自動車検査協会・検査部業務課長)

【内閣官房・マイナンバー(社会保障・税番号)制度ホームページ】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

以上



平成27年12月 1日

日本行政書士会連合会 御中

軽自動車検査協会  
検査部業務課長

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う申請書軽第4号様式の3の改正について

平素より当協会の業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)が施行されることに伴い、平成28年1月から、自動車重量税還付申請において、個人番号又は法人番号の記載が必要となりました。

これに伴いまして、自動車重量税還付申請書である軽第4号様式の3を別添のとおり改正させていただきますので、平成28年1月以降の自動車重量税還付申請を行う場合には、改正後の様式を使用していただくことになります。

ただし、解体届出(自動車検査証返納を伴うものを含む。)のみを行う場合は、平成28年1月以降においても、改正前の様式を使用することは差し支えありません。

また、番号法において、個人番号を記載した申請書を提出する際は、個人番号の確認及び身元確認(代理人申請の場合は代理人の身元確認及び代理権の確認)が必要となることから、自動車重量税還付申請書を提出する際においても、本人確認のための書類を提示していただく必要がありますので、貴会傘下会員様への周知等をお願いいたします。

参考までに、お知らせ用リーフレットを添付させていただきますので、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

#### 《本人確認のための書類の例》

個人番号確認書類：個人番号カード、通知カード

身元確認書類：個人番号カード、運転免許証、パスポートなど

代理権の確認書類：申請依頼書など

#### (お問い合わせ先)

軽自動車検査協会 検査部業務課 山田・関  
住所 東京都新宿区西新宿3-2-11  
電話 03-5324-6613



# 様式改正のお知らせ

## ～自動車重量税還付申請書～

平成 27 年 1 2 月

国 税 庁

軽自動車検査協会

平成 28 年 1 月以後に提出する自動車重量税還付申請書（軽第 4 号様式の 3）については、社会保障・税番号制度の導入により、「個人番号又は法人番号」を記載していただく必要があります。

「個人番号又は法人番号」の記載欄が追加された改正後の様式については、以下をご参照ください。（社会保障・税番号制度の概要については、裏面をご参照ください。）

なお、自動車重量税還付申請を伴わない解体届出（自動車検査証の返納を伴うものを含む）においては、改正前の様式を使用することもできます。

### 【改正後の様式】

### 【変更点】

申請者の「個人番号（12 桁）又は法人番号（13 桁）」を以下のように記載することとなります。

⑨ 個人番号又は法人番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※記載例は、申請者が法人の場合となります。

# 社会保障・税番号制度について

## 社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

## 申請書を提出する際に、本人確認が必要になります！

- 個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認（番号確認及び身元確認）が必要となるため、本人確認書類を提示又は本人確認書類の写しを申請書に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、パスポートなど（身元確認）



- 代理人（申請者からの委任により申請書を提出する者）が個人番号を記載した申請書を提出する際は、①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の個人番号確認が必要になります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例（代理人提出）》

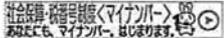
- 委任状（代理権確認）＋代理人の運転免許証など（代理人の身元確認）  
＋本人の個人番号カードの写し（本人の個人番号確認）

## 社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせ

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせはこちら

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178  
※ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報ははこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック  
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>  
最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。



# 日行連関東地方協議会連絡会

副会長 坂本 勇喜

10月29日・30日の2日間にわたり、平成27年度日本行政書士会連合会関東地方協議会連絡会が山梨県甲府市湯村の甲府富士屋ホテルにおいて開催されました。

長野会から山本準一会長以下8名が出席、各単位会からの総勢108名の会議となり、午後1時から開会式が行われ、来賓として山梨県山下副知事、甲府市工藤副市長、日行連遠田和夫会長臨席の下、関東地方協議会会長の山梨会砂原会長の開会にあたって歓迎の挨拶、引き続いて来賓からお祝いの挨拶が行われました。



開会式終了後、特定個人情報保護委員会事務局総務課課長補佐・山田將武氏による講演「マイナンバーガイドラインの概要について」が行われました。平成28年から実施される制度についての留意事項などについて講義されました。

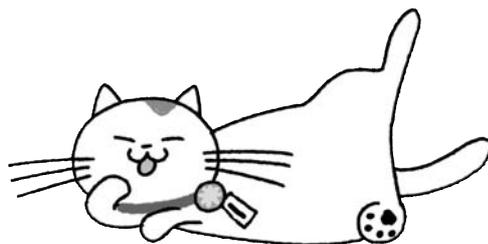
講演会終了後、会長会及び運輸業務連絡会、農地部会、国際部会、風俗営業部会に分かれ、連絡会議が行われました。会議では各単位会の意見、要望や問題点などについて討議され情報交換が行われました。



午後6時から懇親会場に移動して盛大な懇親会が開催されました。他県会の方との交流の機会となり、有意義な懇親会となっていました。

翌日朝9時から日行連からの報告、引き続いて前日の各連絡会議において討議された日行連に対する要望と意見交換が行われ、10時45分閉会となりました。

その後、澄み切った秋空に恵まれ山梨会砂原会長案内により、希望者22名が観光バスに乗車し、市内観光に出発、紅葉の始まった奇岩の昇仙峡に向かい水晶の土産店の並ぶ中秘境・仙娥滝まで散策、再びバスで甲府駅北口前の「サドヤワイン醸造所」において昼食（コース料理とワインの試飲）の後、初期の地下工場の見学案内を受け記念写真撮影後甲府駅において解散しました。



# 行政書士試験

## 行政書士試験に立ち会うということ

上田支部 土屋 帝

平成27年11月8日、本年度の行政書士試験が実施されました。

行政書士試験の会場に足を運んだのは、自身の受験以来ですので4年ぶりということになりますが、今回は試験監督員という立場での参加です。

試験監督員には我々行政書士と同じく重い守秘義務が課せられているため、その事務内容についての詳細な記述は避けますが、おおまかにいって会場の準備、会場への入退場の管理、試験実施上の注意事項の案内、試験中の迷惑行為防止のための巡回など、受験者のみなさんが気持ちよく、また最大限の能力を発揮するための環境作りがその役割となります。

今回、私が担当したのは長野会場（JA長野県ビル）です。会場の設営を終え、少し早めの昼食を済ませると試験室を開放する正午が迫ってきました。少しずつ受験者のみなさんが集まり、あの試験前独特の緊張感が増していきます。試験室を開放するとすぐに受験者が着席し、試験の参考書などを開き最終チェックを行っています。私はそれを見て「ああ、4年前は僕もこんな感じだった。」などと一瞬感慨にふけたわけですが、どうやらエレベーターホールが混雑しているようでしたので、誘導のためそちらに向かったところ、受験者の方から「すみません。受験票忘れてきてしまったのですが。」と声をかけられました。

私は一瞬固まってしまいました、なぜなら、朝一番でおこなった事務の最終確認の際、長野会場の責任者であるY先生より、受験票がない受験者があらわれた場合の対応について、詳細な説明を受けていたからです。朝、説明を受けたときは「まさか受験票を忘れる人なんていないだろう。」とたかをくくっていて、その対応方法について100%の自信がなかったのです。そのため、おそらくは2秒程は固まってしまったと思います。その後はなんとか数時間前の記憶をたぐり寄せ、受験票再発行のご案内まで無事に済ませることができました。

※Y先生、ご丁寧な説明ありがとうございました、おかげで無事に切り抜けられました。

それと一つトラブルもありました、今年の長野会場はJA長野県ビルの本館とは別に、別館（アクティーホール）にも試験会場が設けられましたが、別館の場所がわからず本館に来てしまう受験者の方が続出したのです。そのため、エレベーターホールに待機していた監督員は、

受験者をご案内するため本館と別館を何度も往復することとなりました。来年度は、一階の正面玄関や裏口にも人員を多めに配置する必要があるかもしれません。

いよいよ試験開始、今回私が最も緊張したのは「本人確認」です。これは文字通り受験者が本人か否かを確認するために行うものですが、試験時間中におこなうので、下手すると試験の邪魔をしてしまう可能性のある、非常に神経を使う事務です。

「本人確認」を進めていくと様々な年齢層の人がいることがわかります。いまだ幼さの残る学生さんや、記念受験と思われる大先輩、また、服装からして色々な性格の方々が受験されていることもわかります。ただ、これだけ多種多様な人間が集まっているのに、皆、真剣なまなざしで「合格」という同じ目標に向かっていくのです。とても不思議な感じがします。そして自分も4年前はその中にいたのですから、否が応にも考えさせられます「今の自分にはこれほどの情熱があるだろうか」と。

試験終了後、会場を後にする受験者の顔は様々です、満足、期待、後悔、疲れ、諦めなど、本当にたくさんの表情があります。

皆さんの表情を見ていて、私は大切なことに気がつきました。「今まさに、この瞬間、みんなの人生に立ち会っている。」ということです。試験終了の合図があるまでは全く気がつきませんでした。試験時間が終了したそのとき、誰かの人生が大きく変わったのです。誰かが合格し、行政書士の仲間となった。逆に、くじけ諦めてしまった人もいます。その瞬間、行政書士という職業に惹かれた人たちの人生の岐路に触れたのです。

今回、試験監督員として参加できて本当に良かったと思います。最近はず認可申請をはじめ、行政書士業務を何気なくこなしていましたが、今回、受験に立ち会うことで、他人の人生に立ち会うということの重大さを思い出すことができました。

行政書士試験の会場は、我々行政書士が初心に帰るにはとても良い場所です。もし機会があれば、皆様にもぜひ立ち会っていただきたいものです。

# 研修会報告

## 「相続・遺言等」に関する業務研修会

広報部 岡田 忠興

企画研修部主催、上田支部協賛の「業務研修会（相続・遺言等）」が平成27年10月20日、21日の両日、上田市の高砂殿において行われました。新規登録者、中堅会員を中心に70名が参加。相続・遺言、相談業務、コンプライアンスなど盛りだくさんの講義を計10時間受講し、修了証書の授与を受けました。

1日目は、二瓶裕史・企画研修部員の「相続理論と実務手続 1」、上田公証役場の永井栄次公証人の公正証書遺言作成の手続き・事例紹介、臼井清文・企画研修部長のコンプライアンス研修が行われました。

行政書士会の無料相談会では家族法分野の相談が8割以上を占めています。二瓶部員はまず、「積極的に相談員として手を挙げ、研鑽をしてほしい」と話されました。研修の中では3名一組（行政書士、相談者、観察者）のロールプレイも実施。2か月前に夫を亡くした女性からの相続の相談という想定です。夫婦に子供はおらず、被相続人の両親が健在。「もしかしたら夫は、多額の借金をしているかもしれない」と相談者は心配しています。相談者はさらに、「夫には愛人がいたようなのです。どこのだれかも分からず、もしかしたら愛人との間で金銭の貸し借りがあったかも…」。

行政書士役の先生は「うーん、困った」。



二瓶企画研修部員



ロールプレイ研修

永井公証人は、「公証人ってなに？」という紹介から始めて、公正証書遺言作成に必要な書類の説明などをされました。『遺言条項例278&ケース別文例集』（日本加除出版）が、ほとんどの事例を網羅しているのでお奨めとのことでした。

臼井部長は、職務上請求書の取扱い上の注意点、業際問題等を解説されました。また、『行政書士コンプライアンス・マニュアル（改訂版）』には、「疑問を感じたら、立ち止まって一つひと

つの確認を怠らないこと」「複雑な問題等については、必ず他の先生に確認したり、本会事務局等に相談するよう心がけて」と書かれています。臼井部長は改めてこの部分を強調されました。



上田公証役場永井公証人



臼井企画研修部長

2日目は、二瓶部員の「相続理論と実務手続 2」、若林政夫会員（上田支部）の「成年後見業務から遺言・相続等の実務へ」、そして二瓶部員による「まとめ」がありました。

二瓶部員の講義内容は、初日に続く相続のほか、相談実務（リーガルコンサルティング）。相談実務の研修では、相談者の話をどのように聴いたらよいか、信頼関係を築くにはどうすべきか、クレームにはどう対応するのがよいかについて、分かりやすく説明されました。特に「当事者はプロである」ということを強調されたのが印象的でした。つまり、当事者（相談者）はその問題について最もよく分かっているのだから、相談を受ける側は当事者の気持ちをしっかり汲むことが大切だということです。

成年後見業務にも携わっている若林会員は、この業務から派生する仕事として、親族からの相続・遺言相談などがあることを紹介。「今後、この分野はますます需要が増すので、特に若い人は積極的に取り組んでほしい」と話されました。



上田支部若林会員

2日間にわたる研修会。基礎的な解説から相談実務のシュミレーションまで、とても充実した内容でした。上田に宿泊された先生方も多数いらっしゃったことと思います。企画研修部の皆様、講師の先生方、そして参加された皆様、お疲れ様でした。



研修会の様子



山本会長より修了証書交付

# お 知 ら せ

## 長野県行政書士会会則施行規則の一部改正について

(平成27年12月17日理事会議決)

○ 長野県行政書士会会則施行規則（昭和61年4月1日）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(業務組織)</p> <p>第11条 会則第52条の2の規定により、本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p>	<p>(業務組織)</p> <p>第11条 会則第52条の2の規定により、本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p>
<p>(1) 正副会長会</p> <p>(2) 支部長会</p> <p>(3) 総務部</p> <p>(4) 農林建設部</p> <p>(5) 運輸交通部</p> <p>(6) 国際部</p> <p>(7) 保健環境・生活安全部</p> <p>(8) 企画研修部</p> <p>(9) 市民法務部</p> <p>(10) 広報部</p> <p>(11) 監察部</p> <p>(12) ADR特別委員会</p>	<p>(1) 正副会長会</p> <p>(2) 支部長会</p> <p>(3) 総務部</p> <p>(4) 農林部</p> <p>(5) 建設部</p> <p>(6) 運輸交通部</p> <p>(7) 国際部</p> <p>(8) 保健生活安全部</p> <p>(9) 環境部</p> <p>(10) 企画研修部</p> <p>(11) 市民法務部</p> <p>(12) 広報部</p> <p>(13) 法規監察部</p> <p>(14) ADR特別委員会</p>
<p>(業務分掌等)</p> <p>第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。</p>	<p>(業務分掌等)</p> <p>第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>
<p>(4) 農林建設部</p> <p>① 農地、林地、河川その他土地に関する事項</p> <p>② 建設業に関する事項</p> <p>(5) 運輸交通部</p> <p>① 運輸交通に関すること</p> <p>(6) 国際部</p> <p>① 外国人の出入国、在留及び帰化等に関する事項</p> <p>② 申請取次業務に関する事項</p>	<p>(4) 農林部</p> <p>① 農地、林地、河川その他土地に関する事項</p> <p>(5) 建設部</p> <p>① 建設業に関する事項</p> <p>(6) 運輸交通部</p> <p>① 運輸交通に関すること</p> <p>(7) 国際部</p> <p>① 外国人の出入国、在留及び帰化等に関する事項</p> <p>② 申請取次業務に関する事項</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(7) 保健環境・生活安全部</p> <p>① 保健、福祉、風俗営業、消防、古物その他生活安全に関する事項</p> <p>② 廃棄物処理業その他環境対策に関する事項</p>	<p>(8) 保健生活安全部</p> <p>① 保健、福祉、風俗営業、消防、古物その他生活安全に関する事項</p> <p>(9) 環境部</p> <p>① 廃棄物処理業その他環境対策に関する事項</p>
<p>(8) 企画研修部</p> <p>① 新規登録者必須研修、法定業務研修に関する事項</p> <p>② 知的資産その他新規業務開拓及び当該業務の研修に関する事項</p>	<p>(10) 企画研修部</p> <p>① 新規登録者必須研修、法定業務研修に関する事項</p> <p>② 知的資産その他新規業務開拓及び当該業務の研修に関する事項</p>
<p>(9) 市民法務部</p> <p>① 相続、成年後見、及び契約の権利義務及び事実証明に関する事項</p> <p>② 市民相談に関する事項</p>	<p>(11) 市民法務部</p> <p>① 相続、成年後見、及び契約の権利義務及び事実証明に関する事項</p> <p>② 市民相談に関する事項</p>
<p>(10) 広報部</p> <p>① 会報の発行、ホームページの管理その他広報活動に関する事項</p>	<p>(12) 広報部</p> <p>① 会報の発行、ホームページの管理その他広報活動に関する事項</p>
<p>(11) 監察部</p> <p>① 行政書士法及び関係士業の法規に関する調査、研究、伝達に関する事項</p> <p>② 非行政書士による業務の監察に関する事項</p>	<p>(13) 法規監察部</p> <p>① 行政書士法及び関係士業の法規に関する調査、研究、伝達に関する事項</p> <p>② 非行政書士による業務の監察に関する事項</p>
<p>(12) ADR特別委員会</p> <p>① 裁判外紛争解決機関の認証申請に関する事項</p> <p>② 裁判外紛争解決に関する研修その他調停委員の育成に関する事項</p> <p>③ 裁判外紛争解決手続き等を活用しての市民相談に関する事項</p>	<p>(14) ADR特別委員会</p> <p>① 裁判外紛争解決機関の認証申請に関する事項</p> <p>② 裁判外紛争解決に関する研修その他調停委員の育成に関する事項</p> <p>③ 裁判外紛争解決手続き等を活用しての市民相談に関する事項</p>

長野県行政書士会会則施行規則を次のように定める。

(目 的)

**第1条** この規則は、長野県行政書士会会則（以下「会則」という。）第88条の規定に基づき、会則の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会届及び変更届等)

**第2条** 会則第6条第3項及び第6条の2の規定により本会に入会しようとする個人会員・法人会員は入会届（様式第1号及び様式第1号の2）の正本及び副本に次に掲げるものを添えて、本会に提出しなければならない。

(1) 写真（無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.5センチメートルのもの）1枚 但し、法人会員は除く。

(2) 入会金 200,000円

2 会則第6条第4項の規定により、届出事項の変更をしようとする者は、変更届（様式第2号及び様式第2号の1）の正本及び副本を本会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項及び前項の規定により、入会届又は変更届を受理したときは、速やかにその副本を支部長に送付するものとする。

4 支部長は、前項により、副本の送付を受けたときは、これを整理保管をして置かなければならない。

(職印届及び書類作成印等)

**第3条** 会則第7条の規定により、職印を押した印鑑紙を提出するときは、職印届（様式第3号及び様式第3号の2）により本会に提出しなければならない。

2 会則第81条の規定により、作成した書類に押す書類作成印は、様式第3号の2により個人会員及び法人会員別（様式第3号の3）によるものとする。

(会員名簿)

**第4条** 会則第13条の規定による会員名簿は、これを個人会員・法人会員別に行政書士名簿の写（様式第4号及び日行連行政書士法人届出事務取扱規則第5条による法人様式第5号）によりそれぞれ支部別に編綴し別表第1により会員番号を記入のうえ、これを保管するものとする。

(会員証及び会員徽章)

**第5条** 会長は、会則第14条の規定により、会員証（様式第5号）及び会員徽章（様式第6号）を会員となった行政書士に交付しなければならない。

(会員証の変更)

**第6条** 会則第15条第1項の規定により、会員証の記載事項に変更を要する者は、当該変更を要する会員証に写真（無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.5センチメートルのもの）2枚を添えて、本会に提出するものとする。

(会員証等の再交付)

**第7条** 会則第17条第1項の規定により、会員証又は会員徽章の再交付を受けようとする者

は、会員証等再交付申請書（様式第7号）に、次に掲げるものを添えて、本会に提出するものとする。

(1) 写真（無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.5センチメートルのもの）2枚（会員証の場合のみ）

(2) 損傷した会員証又は会員徽章

2 会長は、再交付する会員徽章については、実費を徴収しなければならない。

（入会金及び会費）

**第8条** 会則第19条の規定による入会金は、入会時に直接本会へ納入しなければならない。

2 会則第19条の2の規定により、会費を納入する場合には、預金口座振替の方法により本会へ納入しなければならない。ただし、預金口座振替の方法によることができない者は、会費等払込書（様式第8号）に現金を添え郵便局等を通じて本会へ納入しなければならない。又、新たに入会した者の会費については次により、入会時に直接本会へ納入しなければならない。

(1) 4月から9月までの間に入会した者（入会月から9月分までの会費）

(2) 10月から3月までの間に入会した者（入会月から3月分までの会費）

3 会長は前2項の規定により、入会金又は会費の納入があったときは、会費等納入原簿（様式第9号）に、当該金額を記帳し整理をするものとする。

（会費の減免等）

**第9条** 会則第20条第1項の規定により、会費の延納、減額又は免除の申し出をしようとする者は、会費減免等申請書（様式第10号）に、次に掲げるものを添えて、所属支部の支部長を経由して本会に提出しなければならない。

(1) 疾病の場合 医師の診断書

(2) 災害の場合 被災を証する書面

2 支部長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その事実を確認し、意見を付して会長に進達するものとする。

3 会長は、会則第20条第3項の規定により、理事会において承認又は不承認された場合には、会費減免等通知書（様式第11号）を、当該会員及び支部長に送付するものとする。

（代議員の報告）

**第10条** 支部長は、会則第41条第3項の規定により、代議員の氏名等を報告する場合は、代議員選出報告書（様式第12号）により、会長に報告しなければならない。

（業務組織）

**第11条** 会則第52条の2の規定により、本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

(1) 正副会長会

(2) 支部長会

(3) 総務部

(4) 農林建設部

(5) 運輸交通部

- (6) 国際部
- (7) 保健環境・生活安全部
- (8) 企画研修部
- (9) 市民法務部
- (10) 広報部
- (11) 監察部
- (12) ADR特別委員会

## 2 各会、各部及び特別委員会共通事項

- ア 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成し、会長が必要と認めたときに、これを招集する。
- イ 支部長会は、会長、副会長及び支部長をもって構成し、会長が必要と認めたときに、これを招集する。
- ウ 本会の役員は、支部長会に出席し意見を述べることができる。
- エ 各部には、部長、副部長及び部員若干名を置く。
- オ 各部長、副部長、部員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- カ 各部の会議は、各部長が必要と認めたときに、これを招集する。
- キ 各部は、会員の業務についての指導連絡、企画立案、改善推進、法令等の研究、資料作成を行う。
- ク 各部は、業務に関する国、県及び市町村並びに他団体との協議、折衝及び連絡調整を行う。
- ケ 各部は、支部専門部会の育成、指導、連絡及び情報提供を行う。
- コ 各部は、次条各号に掲げる事項について協議し、理事会の決議を経て業務を執行する。
- サ 特別委員会については、前エからコまでの規定を準用する。

(業務分掌等)

**第12条** 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 正副会長会
  - ① 本会の運営上必要な事項
- (2) 支部長会
  - ① 支部から理事会へ要望すべき事項
  - ② 理事会又は会長から付託された事項
  - ③ その他本会の運営上必要な事項
- (3) 総務部
  - ① 会員の倫理に関する指導連絡及び苦情処理に関する事項
  - ② 本会の会議に関する事項
  - ③ 会則及び規則並びに諸規程、内規等の制定、改廃に関する事項
  - ④ 会員の入会、退会及び補助者の登録事務に関する事項
  - ⑤ 予算及び決算に関する事項
  - ⑥ 会費に関する事項

- ⑦ 金銭及び物品並びに資産の管理に関する事項
  - ⑧ 会員の福利厚生に関する事項
  - ⑨ 渉外事務に関する事項
  - ⑩ その他、他の部の所管に属さない事項
- (4) 農林建設部
- ① 農地、林地、河川その他の土地に関する事項
  - ② 建設業に関する事項
- (5) 運輸交通部
- ① 運輸交通に関する事項
- (6) 国際部
- ① 外国人の出入国、在留及び帰化等に関する事項
  - ② 申請取次業務に関する事項
- (7) 保健環境・生活安全部
- ① 保健、福祉、風俗営業、消防、古物その他生活安全に関する事項
  - ② 廃棄物処理業その他環境対策に関する事項
- (8) 企画研修部
- ① 新規登録者必須研修、法定業務研修に関する事項
  - ② 知的資産その他新規業務の開拓及び当該業務の研修に関する事項
- (9) 市民法務部
- ① 相続、成年後見及び契約等の権利義務及び事実証明に関する事項
  - ② 市民相談に関する事項
- (10) 広報部
- ① 会報の発行、ホームページの管理その他広報活動に関する事項
- (11) 監察部
- ① 行政書士法及び関係士業の法規に関する調査、研究、伝達に関する事項
  - ② 非行政書士による業務の監察に関する事項
- (12) ADR特別委員会
- ① 裁判外紛争解決機関の認証申請に関する事項
  - ② 裁判外紛争解決に関する研修その他調停委員の育成に関する事項
  - ③ 裁判外紛争解決手続き等を活用しての市民相談に関する事項
- (研修事業及び研修)

**第12条の2** 会則第69条の3第2項に定める研修については日本行政書士会連合会中央研修所と連携のうえ計画し、実施するとともに、本会独自で必要と認められた研修を行うものとする。

(支 部)

**第13条** 支部は、支部活動の適正な運営を図るため支部会則を定めなければならない。

2 前項の規定による支部会則に定める事項は、概ね次に掲げるところによるものとする。

- (1) 名称及び事務所の所在地
- (2) 役員に関する規定

- (3) 代議員の選出に関する規定
- (4) 会議に関する規定
- (5) 支部会員に関する規定
- (6) 資産及び会計に関する規定
- (7) その他支部運営上必要な規定

3 支部長は、支部会則を定め又はこれを変更したときは、すみやかに会長に報告をするものとする。

4 支部長は、支部の定時総会が終了した日から1ヶ月以内に、その総会議事録（写）に決算報告書を添えて会長に提出するものとする。

5 支部長は、所属会員が、法令等に違反すると認められるときは、その理由を記載した書面により会長に報告するものとする。

（支部の指導等）

**第14条** 本会は、会務の運営上必要があると認めるときは、支部に対し報告を求め又は指導助言を行うことができる。

（会員の報告義務）

**第15条** 会員は、会則第84条第1項の規定により、会長から報告を求められたときは、指定された期限までに報告をしなければならない。

（規則の変更等）

**第16条** この規則を変更し又は廃止をしようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

#### 附 則

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に「入会届又は変更届」「職印届」「会員証等再交付申請書」「補助者届」及び「会費減免等申請書」を提出している者は、この規則による改正後の規則にもとづき提出されたものとみなす。

#### 附 則

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成元年6月20日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成4年9月7日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成11年4月19日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成16年 8 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

## 長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局に申し込みをしていただいて、現金又は請求払いの何れかの方法で購入できます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので是非御利用をお願いします。

## 行政書士無料相談について

法規監察部

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）行事の一つとして、行政書士による対面無料相談を各支部で開催し、行政手続等の相談に応じました。無料相談開催の状況、内容別相談件数は、次のとおりです。

支部	開催日時	開催会場	無料相談の内容・件数											合計		
			遺言相続	各種契約	定款内容証明等	不動産関係	戸籍関係	建設風営	法人設立	農地転用	自動車関係	入管関係	土地開発		その他	
佐久	10月17日(土) 10:00~15:30	イオンモール佐久平店2階イベントホール	15			5	2						2		4	28
上田	10月31日(土) 9:00~12:00	上田市中央公民館	6												1	7
諏訪	10月3日(土) 10:00~16:00	ベルビアマリオローヤル会館 (茅野市駅前)	2	1		1			1	1					1	7
伊那	10月10日(土) 10:00~15:00	伊那市立図書館 赤穂公民館(駒ヶ根市)	1			1				2		2				6
飯田	10月25日(日) 10:00~15:00	南信州・飯田産業センター	3							1		1	1	3		9
松本	10月25日(日) 10:00~15:00 10月29日(木) 10:00~15:00	イオン南松本店東側出入口フードコート奥 安曇野市豊科交流センター(きぼう) 塩尻市民交流センター(えんぱーく) 大町公民館分室 木曾町商工会館2F大会議室	23	2		1					2				6	34
長野	10月2日(金) 13:00~16:00 10月7日(水) 13:00~16:00 10月13日(火) 9:30~12:00 10月16日(金) 13:00~16:00 10月22日(木) 13:30~16:00	かがやきひろば豊野 もんぜんぶら座 東長野いこいの家 かがやきひろば柳町 かがやきひろば湯福	3	1		1										5
北信	10月10日(土) 10:00~16:00	中野市民会館														0
合計			53	4	0	9	2	0	1	6	0	5	1	15		96

## 行政書士電話相談について

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）の一環として、「行政書士電話相談」を10月1日（木）、2日（金）、3日（土）に長野県行政書士会館で実施いたしました。

相談件数と相談内容は次のとおりです。

**相談件数 15件**

【内訳 相続・遺言関係7件、成年後見1件、契約関係1件、土地関係1件、入管関係1件、建設業関係1件、その他3件】

## 行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円  
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

\_\_\_\_\_ 支 部 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 部購入 (送料は自己負担) \_\_\_\_\_

## 行政書士PR用パンフレットの注文

行政書士のPR用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

\_\_\_\_\_ 支 部 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 部購入 (送料は自己負担) \_\_\_\_\_



## 幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新 会 社 法 パ ー ト 2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

# 会 議 報 告

## □ ADR 特別委員会

- 1 と き 平成27年10月14日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤副委員長、宮原委員
- 4 会議事項
  - (1) 弁護士会への訪問
  - (2) 法務省への対応
  - (3) 関地協、単位会への調査
  - (4) 手続実施者へのアンケート
  - (5) その他

## □暴力追放長野県民大会

- 1 と き 平成27年10月14日(水)
- 2 と ころ 諏訪市、諏訪市文化センター
- 3 出 席 者 坂本副会長

## □関東財務局長野財務事務所主催「金融庁による業務説明及び意見交換会」

- 1 と き 平成27年10月20日(火)
- 2 と ころ 長野市、長野第2合同庁舎
- 3 出 席 者 小野市民法務部長

## □一日合同行政相談所

- 1 と き 平成27年10月20日(火)
- 2 と ころ 伊那市、伊那市生涯学習センター
- 3 出 席 者 大槻、赤羽各伊那支部会員

## □企画研修部「相続・遺言等」に関する業務研修会

- 1 と き 平成27年10月20日(火)、21日(水)
- 2 と ころ 上田市、上田高砂殿
- 3 出 席 者 山本会長、吉田副会長、白井部長、永村副部長、中澤、二瓶、甲田各部員、会員70名
- 4 研修内容・講師

## 【第1日目】

- (1) 実務者のための「相続・遺言の理論と実務手続1」・二瓶部員
- (2) 公正証書遺言作成のための準備手続きと、具体的記載・事例紹介・上田公証役場永井栄次公証人
- (3) コンプライアンスに関する研修・白井部長

## 【第2日目】

- (4) 実務者のための「相続・遺言の理論と実務手続き2」・二瓶部員
- (5) 成年後見業務から、遺言・相続等の実務への事例等紹介・上田支部若林会員
- (6) 実務者のための「相続の理論と実務手続まとめ」・二瓶部員

## □自動車ワンストップ手続きの視察研修と運輸交通部会

- 1 と き 平成27年10月23日(金)
- 2 と ころ 所沢市、行政書士染谷明事務所
- 3 出 席 者 坂本部長、北原副部长、関、良川各部員

## □正副会長会議

- 1 と き 平成27年10月26日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、和田総務部長
- 4 会議事項
  - (1) 12月開催理事会の議題について
  - (2) その他

## □行政書士試験実施に係る打ち合わせ会議

- 1 と き 平成27年10月26日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、坂本各会場責任者、各試験監督員、各試験本部員
- 4 会議事項

- (1) 平成27年度行政書士試験合同会議
- (2) 平成27年度行政書士試験会場別会議
- (3) その他

## 東京入管無料相談会

- 1 と き 平成27年10月27日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京入管
- 3 出 席 者 吉田副会長

## 綱紀委員会

- 1 と き 平成27年10月28日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽委員長、宮嶋副委員長、高見澤、日野、一之瀬、百瀬各委員
- 4 会議事項
  - (1) 綱紀案件の聴聞について
  - (2) その他

## ADR特別委員会

- 1 と き 平成27年10月28日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤副委員長、宮原委員
- 4 会議事項
  - (1) 山崎弁護士事務所へ訪問
  - (2) 法務省へ提出するADR機関認証事前指導の書類確認
  - (3) その他

## 日行連関地協連絡会

- 1 と き 平成27年10月29日(木)、30日(金)
- 2 と ころ 甲府市、甲府富士屋ホテル
- 3 出 席 者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、和田、木内、小泉、赤羽各部長

## 支部長会と本会部長会議等との合同会議

- 1 と き 平成27年11月6日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 正副会長、各部長、各支部長、コ

スモスしなの山本支部長

## 4 会議事項

- (1) 「コスモスしなの」に対する支援金の交付及び行政書士会館使用契約継続について
- (2) 行政書士会会則施行規則の一部改正(案)について
- (3) 綱紀事案について
- (4) 本会と支部会費について
- (5) 各支部の各事業の取組み状況と本会各部の業務報告について
- (6) その他

## 一日合同行政相談所

- 1 と き 平成27年11月6日(金)
- 2 と ころ 飯田市、飯田文化会館
- 3 出 席 者 木下、片桐各飯田支部会員

## ADR特別委員会

- 1 と き 平成27年11月17日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤副委員長、宮原委員
- 4 会議事項
  - (1) 単位会へのアンケートの集計
  - (2) ADR手続実施者へのアンケートの集計
  - (3) その他

## 保健生活安全部研修会

- 1 と き 平成27年11月18日(水)
- 2 と ころ 松本市、あがたの森文化会館
- 3 出 席 者 小泉部長、柳澤副部長、深澤、新井、島田各部員、会員50名
- 4 研修内容・講師  
風俗営業許可の基礎、業務の実際・保健生活安全副部長 柳澤誠先生

## 長野会・山梨会国際部合同研修会

- 1 と き 平成27年11月19日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 吉田副会長、赤羽部長、三浦副部長、春日部員、山梨会会員7名、

会員15名

#### 4 研修内容・講師

- (1) 帰化申請について・長野地方法務局戸籍課  
川崎明祐課長
- (2) あたらしい在留管理制度スタートから1年  
実務上の注意点など・東京入管長野出張所  
西村真所長

### □ADR特別委員会

- 1 と き 平成27年11月19日(木)
- 2 ところ 松本市
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、宮原  
委員
- 4 会議事項
  - (1) 単位会へのアンケートの集計
  - (2) ADR手続実施者へのアンケートの集計
  - (3) その他

### □広報部会

- 1 と き 平成27年11月24日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本副会長、二瓶部長、岡田副部  
長、宇賀神、土屋、東谷、鈴木各  
部員
- 4 会議事項
  - (1) 会報130号について
  - (2) 研修会の開催について
  - (3) 今後の広報活動について
  - (4) その他

### □東京入管無料相談会

- 1 と き 平成27年11月24日(火)
- 2 ところ 東京都、東京入管
- 3 出席者 三浦副部長

### □東京入管長野出張所無料相談会

- 1 と き 平成27年11月24日(火)
- 2 ところ 長野市、東京入管長野出張所
- 3 出席者 吉田副会長、赤羽部長、春日部員

### □環境部研修会

- 1 と き 平成27年11月25日(水)
- 2 ところ 松本市、あがたの森文化会館
- 3 出席者 清水副会長、小泉部長、柳澤副部  
長、深澤、新井、島田各部員、会  
員41名
- 4 研修内容・講師  
産業廃棄物収集運搬業許可の基礎、業務の実  
際・環境部長 小泉俊博先生

### □綱紀委員会

- 1 と き 平成27年11月26日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽委員長、宮嶋副委員長、塚田  
職務代理者、高見澤、日野、原  
田、一之瀬、百瀬各委員
- 4 会議事項
  - (1) 綱紀案件について
  - (2) その他

### □広報部インターネットを活用した 営業活動に関する研修会

- 1 と き 平成27年11月26日(木)
- 2 ところ 伊那市、伊那市立図書館
- 3 出席者 二瓶部長、東谷部員、会員4名
- 4 研修内容・講師
  - (1) HPの活用について・(株)像形 担当者
  - (2) インターネットと法律・広報部 二瓶裕史  
部長

### □総務部会

- 1 と き 平成27年11月30日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田部長、福井、竹淵、土屋(眞)、  
河西各部員
- 4 会議事項
  - (1) 行政書士会会則施行規則の一部改正(案)に  
ついて
  - (2) 平成28年賀詞交歓会について
  - (3) その他

## □農林・建設部会

- 1 と き 平成27年12月2日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 清水副会長、木内部長、久保田、  
吉沢各副部長、小島、田嶋各部員
- 4 会議事項  
(1) 研修会の日程について  
(2) その他

## □広報部インターネットを活用した 営業活動に関する研修会

- 1 と き 平成27年12月3日(木)
- 2 ところ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 二瓶部長、岡田副部長、五味部  
員、会員9名
- 4 研修内容・講師  
(1) HPの活用について・(株)像形 担当者  
(2) インターネットと法律・広報部 二瓶裕史  
部長

## □国際部研修会

- 1 と き 平成27年12月8日(火)
- 2 ところ 塩尻市、えんぱーく塩尻
- 3 出席者 吉田副会長、三浦副部長、春日部  
員、会員7名
- 4 研修内容・講師  
行政書士申請取次実務研修会効果測定対策・  
国際部員

## □東京入管無料相談会

- 1 と き 平成27年12月8日(火)
- 2 ところ 東京都、東京入管
- 3 出席者 赤羽部長

## □日行連関地協・東京会国際部共催 「入管実務研修会」

- 1 と き 平成27年12月9日(水)
- 2 ところ 東京都、フォーラムエイト
- 3 出席者 吉田副会長、赤羽部長、三浦副部  
長

## 4 講義内容

- (1) 4月からの法改正部分の在留資格について
- (2) 永住許可申請の注意点

## 5 講師

- (1) 法務省東京入国管理局 就労審査部門 担  
当審査官
- (2) 法務省東京入国管理局 永住審査部門 担  
当審査官

## □綱紀委員会

- 1 と き 平成27年12月10日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽委員長、宮嶋副委員長、塚田  
職務代理者、高見澤、日野、原  
田、一之瀬、百瀬各委員
- 4 会議事項  
(1) 聴聞について  
(2) その他

## □広報部インターネットを活用した 営業活動に関する研修会

- 1 と き 平成27年12月10日(木)
- 2 ところ 上田市、上田市中央公民館
- 3 出席者 二瓶部長、宇賀神、土屋各部員、  
会員9名
- 4 研修内容・講師  
(1) HPの活用について・(株)像形 担当者  
(2) インターネットと法律・広報部 二瓶裕史  
部長

## □市民法務部会

- 1 と き 平成27年12月14日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田副会長、小野部長、宮下副部  
長、木下部員
- 4 会議事項  
(1) 無料相談会について  
(2) 研修会(民法改正)について  
(3) 大学教授による研修会について  
(4) その他

## □中間監査

- 1 と き 平成27年12月17日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 村上、熊井、小林各監事、山本会長、和田総務部長・政連会長、土屋幹事長
- 4 監査執行状況

平成27年4月1日から11月31日までの業務推進状況及び、一般会計、幹旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、同日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

## □苦情対策委員会

- 1 と き 平成27年12月17日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 会長、各支部長、各部長
- 4 会議事項
  - (1) 正副委員長の選任について
  - (2) 苦情案件の状況について

## □理事会

- 1 と き 平成27年12月17日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、木内、小泉、柳澤、赤羽、関、二瓶、小野、深澤、臼井、松島、岡田、和田、小畑、宮下、高田各理事、村上、熊井、小林各監事、林、和田、北原各支部長
- 4 会議事項
  - (1) 「コスモスしなの」に対する支援金の交付及び行政書士会館使用契約継続について
  - (2) 長野県行政書士会会則施行規則の一部改正(案)について
  - (3) 茨城県行政書士会の被災者支援の取組みに

対する援助について

- (4) 綱紀事案について
- (5) 本会会費と支部会費の一元徴収について
- (6) 平成28年賀詞交歓会について
- (7) 会計状況報告
- (8) その他

## □広報部インターネットを活用した営業活動に関する研修会

- 1 と き 平成27年12月18日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 二瓶部長、鈴木部員、会員8名
- 4 研修内容・講師
  - (1) HPの活用について・(株)像形 担当者
  - (2) インターネットと法律・広報部 二瓶裕史部長

## □広報部会

- 1 と き 平成27年12月25日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本副会長、二瓶部長、岡田副部長、宇賀神、土屋、五味、東谷、鈴木各部員
- 4 会議事項
  - (1) グッズについて
  - (2) その他

## □栃木会賀詞交歓会

- 1 と き 平成28年1月8日(金)
- 2 ところ 宇都宮市、ホテル東日本宇都宮
- 3 出席者 坂本副会長

## □新潟会新春講演会・賀詞交歓会

- 1 と き 平成28年1月8日(金)
- 2 ところ 新潟市、ホテル日航新潟
- 3 出席者 山本会長

## □佐久支部新年研修会・新年会

- 1 と き 平成28年1月9日(土)
- 2 ところ 佐久市、ホテルゴールデンセンチュリー一萬里

3 出席者 山本会長

### 南県町新年祝賀会

- 1 と き 平成28年1月11日(月)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 山本会長

### 埼玉会賀詞交歓会

- 1 と き 平成28年1月13日(水)
- 2 と ころ さいたま市、浦和ロイヤルパインズホテル
- 3 出席者 山本会長

### 日本公認会計士協会長野県会新年例会

- 1 と き 平成28年1月13日(水)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出席者 坂本副会長

### ADR 手続実施者研修会

- 1 と き 平成28年1月14日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、深澤副委員長、宮原委

員、手続実施者7名、会員5名

### 4 内容・講師

- (1) 研修「レビン小林久子先生の研修を受講して」・ADR 特別副委員長深澤和歌子先生
- (2) 長野会のADRの進路を考える・ADR 特別委員長和田英幸先生

### 群馬会賀詞交歓会

- 1 と き 平成28年1月14日(木)
- 2 と ころ 前橋市、前橋商工会議所会館
- 3 出席者 清水副会長

### 東京会行政書士法制定65周年記念式典・新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成28年1月15日(金)
- 2 と ころ 東京都、京王プラザホテル
- 3 出席者 山本会長

### 千葉会行政書士法制定65周年記念式典・新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成28年1月16日(土)
- 2 と ころ 千葉市、三井ガーデンホテル千葉
- 3 出席者 吉田副会長

# 自由投稿

## やり直せる社会に

国の最高規範である、日本国憲法の基本原則は、『国民主権』『永久平和主義』『基本的人権の尊重』です。人権とは、一口に申しますと『誰でも、幸福に生きる権利です。』

犯罪を、犯した人の人権について述べたいと思います。

裁判の原則理念は、『仁』『愛』『勇気』の、三原則です。刑事裁判は、罰するだけではなく、被告人の更生も考えています。

執行猶予の判決があるのは、いきなり刑務所に入れずに、立ち直りを考えてのことです。保護観察付き執行猶予のあるのも、保護司の助けを得ての、立ち直りを期待しているのです。

私は、昭和53年2月から、昭和55年3月まで、2年2箇月間、長野簡易裁判所の廷吏として、法廷に立ち会いました。

簡裁に、刑事事件として公判請求されるのは、主に、窃盗事件です。

窃盗事件の公判廷で、被告人を観察していると、育った環境が一般人より、恵まれない方が、たくさんいました。また、学力が、普通の人より、劣る方も、確率的に多くいました。刑事事件を起こしてしまう人は、社会的弱者が多いのです。

一度裁判所で、有罪判決を受けたからといって、その後の、人生が上手くいかなくなってしまふような社会であってはならないと思います。受刑者は、皆、早期の社会復帰を夢み、社会で仕事ができるような技術を、身につけられるよう作業や訓練をしています。執行猶予の付いた有罪判決を受けた方々も、執行猶予期間中は、勿論、二度と、事件を犯さないよう、立ち直ろうとしています。

中国のことわざに、「過去の、悪事を、問うなかれ。」という言葉もあります。過去の、過ちを、悔い改めようとしている方々を、応援するような温かい目で見守らなければならないと思います。そして、再犯が防がれ、その結果、明るい社会が実現すると思います。

郵便番号 381-2204

住所 長野市真島町真島703

氏名 瀧澤史貴

年齢 58歳

職業 行政書士

固定電話 026-285-3985 携帯電話 090-1880-3985

平成25年11月9日長野市真島町本道地区公民館人権研修会講演原稿

## 公正証書遺言 証人候補者説明会開催

上田支部副支部長 柳澤 誠

上田支部では11月26日、12月18日の両日に公正証書遺言の証人候補者説明会を行いました。

この取り組みは、先に上田市で開催された県業務研修会の際に上田公証役場永井栄次公証人より公正証書遺言の証人選定に難儀されているとのお話があったことから、林辰幸支部長が交渉して支部より証人候補者の名簿を上田公証役場に差し入れる事としたものです。



林支部長と永井公証人 10月20日県業務研修会にて

それにあたって、公証役場よりの要望事項の伝達と支部として搭載希望者全員に認識の共通化を図る意味から名簿登載者希望説明会を行うこととし、支部会員22名が参加されました。この取り組みは支部として外部団体と支部会員との橋渡しを行った事業として試金石となるものと考えています。



11月26日 公証人候補者説明会の様子

上田支部ではこの事業だけにとどまらず、林支部長による「支部は個人では取り組み得ない組織でしかできない活動を行う」との指針の下、入会当初の会員はもとより支部会員の誰もが行政書士としての業務を維持できるよう様々な業務獲得支援の活動と行政書士の活躍の場を広げる為の外部団体との連携を模索して参ります。

# 長野県行政書士政治連盟のページ

## 年頭のごあいさつ

長野県行政書士政治連盟

会長 和田 英幸

新年あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

日頃は、長野県行政書士政治連盟の政治活動に対してご理解ご支援をいただいております事を心から感謝申し上げます。

昨年、国は長期ビジョンとして、2060年に日本の人口を1億人確保したいとする中長期展望に基づき、総合戦略を策定し、全国の市町村も地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定する地方創生戦略がスタートしました。

人口問題の鍵は、都会に出て行った若者を地方にどう呼び戻すのかということであり、人口減少が深刻化している地方において最大の課題がここにあります。この課題は全国の市町村共通の課題であり、地方創生計画におけるアイデアと熱意により予算を付けるという国の方針があります。

なぜ、地方から若者の流出が止まらないのでしょうか。高校を卒業すると地元を離れ都会の大学や専門学校に進学し卒業すると、そのまま都会で就職し、都会で暮らし家庭を持ち子育てを行うという状況があります。地元魅力的な仕事がないということも理由に上がります。

大都市が一人勝ちとも言える現代社会の中で、地方はどうしたら若者が安心して家庭を持ち安心して暮らしていける地域を創れるのか。進学で出て行った若者が地方に戻ってくるのでできる社会をいかに創るのか。地域社会や行政の抱える課題は深刻です。

そこで、われわれ行政書士は地方創生で何ができるのでしょうか。行政書士倫理綱領には「国民の信頼に応え」「国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する」、また、「公正誠実に職務を行い」「相互融和」と「信義に反しない」行動を求めています。

国民の権利擁護や義務履行のお手伝いをする前に、行政書士一人ひとりが個人的信頼を高め、職業を通じて行政書士に対する社会的信頼を高めていくことが、若者がこれから行政書士を目指し、あこがれの職業として一つの目標となることではないでしょうか。

地方創生の時代においては、都市部から地方への人口移動が多くなります。それによって行政書士にとって職域確保、職域拡大の大きなチャンスが生まれます。われわれは、行政の動きや社会の動きにアンテナを高くしてビックチャンスを手にしていかなければなりません。

今後は、更なる法改正も必要となります。法改正は、行政書士の職域確保や職域拡大にとって常に求め続ける必要があります。行政書士政治連盟の活動は、行政書士として業務を行うすべての者にその恩恵や効果が期待できる活動を行っています。

政府関係者や与野党国会議員、関係省庁の幹部職員との折衝や要望活動など行政書士に関する法改正の働きかけについて日政連と共に常時行動をしております。

長野県行政については、県議会議員との関係を重視しますが、県担当部局との懸案事項の調整や研究を進めることがまず重要であり、これまで相互の信頼関係を築いてまいりました。その上で、「長野県行政書士制度推進議員懇話会」や「自民党県連職域支部」を通じた要望活動を毎年行い、その成果として規制板設置などの窓口行政における信頼関係を強めてきております。

本年も引き続き、行政書士会が国民の皆様から信頼されるために活動してまいりたいと考えております。

最後に、会員各位の益々のご発展とご健勝をお祈りし、長野県行政書士政治連盟会長としての年頭のごあいさつといたします。本年もどうぞよろしく願いいたします。

# 長野県行政書士政治連盟のページ

## 県政等懇談会を開催

長野県行政書士政治連盟

幹事長 土屋 眞一

### 政連活動報告

11月20日、長野県庁議会棟において長野県議会の自民党県議団所属県会議員と懇談会をおこないました。

長野県行政書士政治連盟からは和田政連会長、坂本副会長、吉田副会長、土屋幹事長、県本会からは山本会長、自民党行政書士職域支部からは岡部幹事長が出席しました。

自民党県議団からは萩原顧問、垣内政調会長をはじめ所属の担当県議会議員の皆さんが参加しました。

和田政連会長からは、兼ねてからの要望であった、市町村の窓口に置くことができる行政書士業務に関する掲示板設置について、ご協力をいただいた事についてお礼を申し上げます。

掲示板の内容は、「行政書士でないものが、官公署に提出する書類は・・・法律で禁止されています」というものですが、この文言の下に「長野県・長野県行政書士会」と入っています。他県では、〇〇県行政書士会のみのものであるようです。やはり県が関与しているという証があるとないとでは住民の皆さんや他士業の方の捉え方もずいぶん違うと思います。



**行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業として行なうことは、法律で禁止されています**

(他の法律において制限されているものを除く)

**窓口において、身分証等の提示を求めることもあります**

**長野県・長野県行政書士会**

政治連盟の活動は、与党、野党問わず行っており、あまり目立つ訳ではありません。何をやっているのか会員の方々には分かりづらい所があると思います。また県本会と連携し、常に情報交換をして活動しています。

### 行政書士制度と今後

行政書士制度は、国から最初から与えられたものではなく、また国から未来永劫維持されるものではありません。会員の諸先輩方のご努力、ご苦勞の賜物であると思っております。行政書士法は会員の方もご存知であると思いますが、行政書士法は内閣提出の法律ではなく、議員立法という国会議員によって法律案が発議される法律であります。これは当然な事ですが、与党、野党の会派が承認しなければ提出できません。言わば党派を越えて国民のためになるものは成立させようという趣旨であると考えられます。

この制度の維持、発展には会員自らが努力をし、政治的にも働きかける事が不可欠であると思っております。長年の懸案であった今回の特定行政書士による行政不服申立手続の法案にしても議員立法であり、今後の実務によっては他士業からの反発も招くこともあるかもしれませんし、能力不足で指摘を受けなければ他士業に持っていかれるかも知れません。まさに会員の方々の努力が必要であり、それが制度の維持、発展にも繋がると考えております。

今後とも皆様の政治連盟に対するご支援、ご協力をお願いいたします。和田会長を先頭に役員一同、皆様のご要望に応えるよう努力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

# 会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

## — 入会者 — 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
飯田支部	27. 11. 15	近藤 崇夫	飯田市	諏訪支部	27. 12. 1	朝倉 令子	諏訪市
佐久支部	28. 1. 1	掛川 哲	小諸市	諏訪支部	28. 1. 1	小口 敬一	岡谷市
飯田支部	28. 1. 1	河野 克己	飯田市				

## — 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日
松本支部	會田美喜男	27. 10. 9	松本支部	杉山 勝雪	27. 10. 29	佐久支部	小林 稔	27. 10. 31
上田支部	堀内 仁	27. 11. 27	伊那支部	下島 哲朗	27. 12. 31	長野支部	中澤千之助	27. 12. 9
松本支部	竹中 正行	27. 12. 25	松本支部	関口 泰弘	27. 12. 31			

## ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

田 中 哲 夫 殿 (上田) 平成27年10月	伊 藤 英 夫 殿 (伊那) 平成27年11月
味 澤 源 殿 (諏訪) 平成27年12月	渡 邊 稔 殿 (飯田) 平成27年12月

## 編 集 後 記

新年あけましておめでとうございます。

昨年は新体制となり、私も初めて広報部員として活動に加わせていただきました。まだ要領をうまく掴めていませんが、精一杯務めさせていただきたいと思います。

さて、今号の表紙には中嶋先生の常念岳を使わせていただきました。8年前に富士山の見える他県から松本へ移住し、5年間毎日正反対にあるこの山と美ヶ原とを交互に眺めて暮らしておりました。現在は長野へ引っ越してたまにしか見ることができませんが、松本時代の思い出の山です。サラリーマンを辞めて決意新たに松本の地を踏みしめた日のことを思い出します。晴天の日は横に少しだけ槍ヶ岳が頭を出すので、その日は得をした気分になりました。現在は飯綱山の景色を満喫しております。

(広報部 鈴木)

# 行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 部

広報部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について
  - (1) 表紙用の写真、絵画、書など  
作品及び作品の簡単な説明（100字程度）
  - (2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など  
字数2,000字程度
  - (3) その他  
自由投稿
2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意ください。)
3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。
4. 原稿などの送付方法について
  - (1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。
  - (2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。
  - (3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。
  - (4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。
5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。
6. 投稿原稿の採否は広報部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。
7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。
8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報部は一切責任を負いません。
9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール : gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行所	長野県行政書士会
	〒380-0836 長野市南県町1009-3
	TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305
	ホームページ <a href="http://www.nagano-gyosei.or.jp">http://www.nagano-gyosei.or.jp</a>
	メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp
発行者	会長 山本 準一
編集者	広報部長 二瓶 裕史
	印刷 三和印刷(株)

## 好評図書のご案内

関連する約180本の法令・訓令、条約等を集約！



### 注解・判例 出入国管理実務六法 平成28年版

出入国管理法令研究会 編  
2015年11月刊 A5判上製箱入 1,556頁 本体5,500円+税

さらに使いやすく便利に！全面的に見直し、内容が充実した新シリーズ



### 全訂新版 渉外戸籍のための 各国法律と要件 第1巻 (全6巻)

8年ぶり、待望の改訂！

木村三男 監修 篠崎哲夫・竹澤雅二郎・野崎昌利 編著  
2015年11月刊 A5判 1,092頁 本体8,000円+税

4月1日施行の大幅改正に対応！「資格当該性の基準」の確認に役立つ一冊



### 《15訂版》 ひと目でわかる外国人の入国・在留案内 外国人の在留資格一覧

出入国管理関係法令研究会 編  
2015年5月刊 B5判 364頁 本体3,600円+税

起業支援の概略をつかむのに最適な一冊！



### 改訂 外国人のための 起業・会社設立支援マニュアル

佐野誠 著  
2015年9月刊 A5判 300頁 本体2,300円+税

相談対応に最適！



### 弁護士と考える 快適なシニアライフと財産活用

関東弁護士会連合会 編著  
2015年7月刊 A5判 256頁 本体2,500円+税

的確なリスク分析に役立つ 実態に即応した“生きた契約書式集” 実務必携！



### 業種別 ビジネス契約書作成マニュアル 実践的ノウハウと契約締結のポイント

サンプル書式ダウンロード特典付

田島正広 代表編著 足木良太・上沼紫野・浦部明子・笹川豪介・紫山将一・寺西章悟 編著  
2015年11月刊 A5判 432頁 本体3,700円+税

前提となる知識を網羅！「読みやすさ」「親しみやすさ」に主眼を置いた解説書



### これだけは知っておきたい 相続の知識

相続人と相続分・遺産の範囲・遺産分割・遺言・遺留分・寄与分から  
戸籍の取り方・調べ方、相続登記の手続・相続税まで

小池信行 監修 吉岡誠一 著  
2015年11月刊 A5判 224頁 本体2,000円+税



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>  
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部)